

内子町住まいの耐震加速化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震その他の災害による被害を防止し、又は軽減するため、家具等の固定又は感震ブレーカーの設置に要する経費に対し、予算の範囲内において内子町住まいの耐震加速化支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 家具等 たんす、本棚、食器棚等の家具及び冷蔵庫、大型テレビ等の家電製品（窓、鏡、建具その他破損により外傷の原因となるガラス等の器物を飛散させるおそれのあるものを含む。）をいう。
- (2) 家具等の固定 地震の揺れによる家具等の移動、転倒又は破損による人的被害を防止するために行う家具等の固定（飛散防止措置を含む。）をいう。
- (3) 感震ブレーカー 地震時に通電を遮断する機能を有する機器のうち、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるものをいう。
 - ア 分電盤タイプ（後付型） 分電盤に外付けすることで当該分電盤に感震機能を付加する機器（電気工事が必要なものに限る。）
 - イ コンセントタイプ コンセント等に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、主幹ブレーカー又は当該コンセントから電気を遮断する機器
 - ウ 簡易タイプ ばねの作動、重りの落下等によりブレーカーを作動させ、電気を遮断する機器（アに該当するものを除く。）

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、内子町内に住所を有する世帯の世帯主とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者の自宅に設置する家具等の固定をするための器具又は感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内とし、15,000円を限度とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、第2条第2号及び第3号に掲げるものに対し、それぞれ1世帯につき一度限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、内子町住まいの耐震加速化支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、内子町住まいの耐震加速化支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月13日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の内子町住まいの耐震加速化支援補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

内子町長 様

住 所
氏 名
電話番号

内子町住まいの耐震加速化支援補助金交付申請書兼請求書

内子町住まいの耐震加速化支援補助金の交付を受けたいので、内子町住まいの耐震加速化支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請（請求）額 金 _____ 円

2 内訳

補助対象経費(a)	補助金(b)	個人負担金(a)－(b)
円	円	円

※ 補助金(b)は、補助対象経費(a)の4分の3以内で100円未満の端数を切り捨てた額（上限15,000円）とする。

3 振込先口座

金融機関	銀行 農協 信金		本店 支店 支所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()	口座 番号	
(フリガナ) 口座名義			

4 添付書類

補助対象経費の支出を確認できる領収書等で、経費の内容、購入日等の記載があるもの

5 その他

貸借物件に居住する方は、自己の責任において、所有者の同意を得た上で設置又は撤去を行うこと。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

内子町長

内子町住まいの耐震加速化支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった内子町住まいの耐震加速化支援補助金について、内子町住まいの耐震加速化支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

交付決定額 金 _____ 円